

## 後を絶たない米軍人による道路交通法違反事件に対する意見書

本年、8月31日午後4時20分頃、本町浜川の国道58号で、基準値の約5倍のアルコールを帯びた状態で車を運転し、追突事故を起こしたとして、在沖米海兵隊キャンプ・キンザー所属の3等軍曹22歳が、酒気帯び運転の容疑で現行犯逮捕された。また、9月1日午前3時10頃にも本町美浜の町道で、基準値の約3倍のアルコールを帯びた状態で車を運転したとして、同じく在沖米海兵隊キャンプ・コートニー所属の3等軍曹22歳が、同容疑で現行犯逮捕された。

本町では、米軍人・軍属による飲酒運転や飲酒絡みによる事件や事故が後を絶たない。去る8月4日、のぼり旗窃盗の容疑で、10日には、警察官を殴ったとして公務執行妨害の容疑、18日には、道路交通法違反の容疑で現行犯逮捕される事件が発生した。

本町議会では、同事件に対し去る9月5日と6日に、関係機関に対し強く抗議要請を行った。にもかかわらず、飲酒運転容疑での米軍人の逮捕者が相次ぎ、9月14日には沖縄市の国道で、在沖米海兵隊第3海兵遠征軍司令部所属の指導する立場である大尉43歳が道路交通法違反（酒気帯び運転）で逮捕される事件も発生し、到底看過できない。

飲酒による事件や事故のそのほとんどは、米軍が定めた外出禁止時間外リバティ制度に違反していると言っても過言ではなく、米軍内部の規制も組織統制も機能していない証拠であり、到底容認できるものではなく強い憤りを禁じ得ない。

日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決につながらず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

### 記

- 1 被害者の謝罪と完全補償を速やかに行わせること。
- 2 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 3 リバティ制度の機能強化を図らせること。
- 4 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表し、実施させること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 日本国の憲法、法令を尊重し、米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長